

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：時間になりましたので、裁判員経験者との意見交換会をこれから始めさせていただきます。私は、今回の司会進行役を務めます、大阪地方裁判所第7刑事部の島田一と申します。どうぞよろしくをお願いします。

裁判員裁判は、平成21年に始まりました。既に5年がたちました。大阪地方裁判所でも、既に4,000人以上の方の御協力をいただいて、裁判員裁判を実施してまいりました。今日の意見交換会には、殺人や殺人未遂、傷害致死という重たい事件を御担当された5名の経験者の方にお集まりいただきました。どうもありがとうございます。

裁判員裁判では、目で見ても、耳で聞いてわかる裁判の実現ということを目指しております。今日は先ほど申し上げた、殺人や殺人未遂、傷害致死の事件について、特に刑の重さに関する審理のあり方や評議のあり方について着目して、そのような目で見ても、耳で聞いてわかる裁判が実現できたのかどうかということについて、率直な御意見をお伺いしたいなというふうに思っております。そしてその意見を生かして、今後の裁判の運営に役立てていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

では、御出席の法律関係者の皆さんからも、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。まず、検察官からお願いできますでしょうか。

森検察官：大阪地方検察庁の検事の森と申します。検事は10年ちょっとの経験なんですけど、平成21年から裁判員裁判が始まって5年になりますが、毎年、何件かずつコンスタントに担当させてもらってました。いつもやっぱり量刑に関する主張や立証については、なかなか難しいものがあって、試行錯誤を繰り返しているところなので、本日、皆様から貴重な御意見、御感想を頂戴できたら、それを踏まえてまた試行錯誤していけたらと思っております。

今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：続いて、弁護士の先生からお願いします。

小田弁護士：弁護士の小田といいます。今まで裁判員裁判は7件経験がありまして、あと現在2件ほど進行中の事件を担当しています。

今まで僕がやったのは、もうほとんど事件、犯罪事実自体には争いがなく、量刑が問題になった、そういう事件なので、今回問題になってる殺人、あるいは傷害致死などの裁判員裁判も担当してきました。その中で、特段、見て聞いてわかるという観点からどれほど弁護活動が御理解いただいているのかというのは、弁護士会としても非常に気にしているところですので、これまでも弁護士の弁護活動がわかりにくいとかいう話をよく聞いてます。

今日は裁判員の方々から、いろいろと弁護士の弁護活動に関して、厳しい御意見もあるかもしれないですけども、それをお聞きしまして、今後の研修とか、そういう形でも生かして、わかりやすい弁護活動、そういうことをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

司会者：裁判官から自己紹介をお願いします。

田口裁判官：大阪地方裁判所第8刑事部の裁判官の田口と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私も、裁判員裁判を担当させていただいておりますけれども、裁判員の皆さんと議論、評議をしていく上で、毎回、非常に裁判員の人に教えられることが多いです。今回のテーマは特に刑を決める量刑に関してのところですけども、裁判員の皆さんにとっては、刑をどうやって考えていくのかとか、どういうふうに、どこに注目していくんだらうとかいうことについて、全く初めての経験をされてるわけなので、その辺の、まさに皆さんの御経験を今日聞かせていただいて、御苦労されている点とかを聞かせていただいて、今後の運用のあり方の参考にさせていただきたいというふうに思っています。こんな困ったことがあったとか、この点はどうにかならないのかとかというような点を、むしろ積極的に聞かせていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

司会者：それではですね、簡単に進め方について御説明した上で、意見交換に入

っていきたいと思うんですけども、今日は検察官や弁護士さん、そして裁判官から経験者の方に対する質問をしていただいて、その形でお答えをいただくというふうに進めていきたいと思います。

なお、4時ぐらいに、一旦、10分程度の休憩をとる予定にしております。

まず、それぞれ裁判員を御経験された皆さんから、どのような事件を担当したのかという御説明をしていただいて、その後、検察官や弁護士さん、裁判官から質問をするという形で進めていきたいと思っております。

まず、1番さん、どのような事件だったのか、思い出していただいて、簡単に御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者1：事件は平成18年4月に起きた事件で、一斗缶にばらばらにして死体を捨てたという事件でした。被告人は無罪を主張して、その殺人罪が適用できるかというところは争点になってました。求刑も無期懲役で、最終の判決は28年という結論が出た事件になっておりました。

司会者：ありがとうございます。マスコミをかなり賑わせた、大型の事件ということですね。

続いて2番さん、どのような事件だったのか、御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者2：平成25年6月16日に起きた事件です。介護苦による殺人未遂事件です。年の差20歳の夫90歳、妻が70歳という御高齢の方で、ちょっと複雑な家庭ではあるんですけども、その奥さんが夫を刺してしまって、殺人未遂という事件でした。求刑が厳しいもので5年、結果は執行猶予つき保護観察つきということになりましたので、刑は軽かったと思います。

司会者：家庭内の介護をめぐる事件だということですね。

続いて3番さん、どのような事件だったのか、御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者3：僕の場合も殺人未遂の事件でございまして、平成25年8月5日に、35歳の奥さんが自分の長男6歳の子供を、練炭で無理心中をしようと

したんですけれども、結果的に旦那さんが早く帰ってきて、子供さんも奥さんも5日間ほど入院しただけで無事子供さんも助かったということでした。結果的には執行猶予5年ついて、求刑5年が3年になったんですけれども、そういう事件でした。以上です。

司会者：ありがとうございます。3番さんが御経験した事件は、確か子供さんに障害があつて。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：そのことをお母さんがとても悩んでしまつて、それで無理心中を凶つたと、そのような事案だったですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：そして、検察官の求刑が懲役5年で、判決は懲役3年、ただし執行猶予5年と、このような形で判決がなされたという内容でしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：続いて4番さん、事案の紹介をしていただけますでしょうか。

裁判員経験者4：私のはですね、平成25年2月5日の事件で、同居というか同棲中の男性と女性の間で、女性が男性を殺害したという事件で、当初から無罪で主張されてましたけど、結局は13年の刑になりました。そういった事件の背景には、もう一人女性がおられて、3人のまあいいろいろがあつて、そこで殺人事件が起こつたということでした。以上です。

司会者：4番さんが担当された事件は、確か、被告人のほうは、刃物で刺したりはしていないんだと、むしろ被害者のほうから先に刺してきたので、そのもみ合いの中で刺さってしまった、そのような主張がなされてましたですね。で、正当防衛の主張であるとか、あるいは殺意を争つた、そのような主張もあつて、無罪の主張をされていたんだけど、裁判としては有罪の認定をされて、最終的に何年ぐらいの刑になりましたか。

裁判員経験者4：13年です。

司会者：ありがとうございました。

では、5番さんが経験された事件の内容を、御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者5：まず罪名は、傷害と傷害致死。これは平成22年なんですが、被告人が当時二十歳で、聴覚障害のある被告人でした。被害者は長男で、生後1カ月の子供が亡くなっております。そのときの被告人は、無罪といたしますか、否認をしておりますして、罪を全然認めていなくて、否認事件でありました。求刑は12年で、9年の判決がおりたと思っております。以上です。

司会者：5番さんが審理を担当された事件は、赤ちゃんに対する虐待と思われるような行為だろうということで起訴されたという事件ですね。

今お話しになったように、5人の経験者の方の中で、1番さん、4番さん、5番さんがそれぞれ、事実について争いもあるということで、難しい判断を求められたわけですが、犯罪事実としては有罪であるという形で認定をされた上で、さらに刑の重さについても考えられたということのようでございます。

このような裁判を経験されて、裁判員の経験をされる前と、経験した後とで、刑罰に関する考え方とか、あるいは裁判に対する考え方で、何かこう変化というものはありましたでしょうか。どなたからでも結構です。何かございますでしょうか。

どうぞ、4番さん。

裁判員経験者4：そうですね、裁判員裁判というのは、今までであるというのは知ってたんですけどね、こんなんでできるのかなというのが当初思っていたんですけども、見方が変わったという意味では、すごくいい人生経験させてもらったというのがすごくあるのと、あとはやっぱり、例えば新聞なんかで有罪とかになってても、控訴して、刑が少なくなるとかそういった話とかもいろいろ、ああいったことって今までちっとも気にもしなかったんですね。新聞のそういった社説とか、そういったところにそういうのを見ると、すごく興味がわいてくるというんですかね。

司会者：どうして控訴されたら刑が減ったのかなという疑問を感じるようになったと。

裁判員経験者 4：ああ、そうなります。はい。

司会者：ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：当然、裁判員裁判の経験させてもらったのは初めてなんですけども、すごく今まで、自分も、本当は、職業柄弁護士になりたかったのもあったんですけども、実際に経験して、さらに身近になったといいますかね、裁判自体が今までもっと別の世界で動いてたことだというふうな認識はあったんですけども、それが実際、自分が量刑を決めないといけない、自分がその場に立ち会わないといけないというところと、裁判が身近になったということですね。もっと裁判というものの興味が、実際にわいてきました。

司会者：ありがとうございます。お二人の方から量刑の考え方についての、興味関心が出てきたという御発言があったわけですけども、量刑について当事者が、主張もしますし、それに必要な証拠調べをするということになるわけです。

裁判所では今、量刑についての考え方の基本としているのは、その被告人がどのような事件を起こしたのか、その犯罪行為の結果であるとか、行為の方法、態様であるとか、動機やいきさつといったところを重視して、刑罰の重さが決まってくるだろうというふうに考えてやってるわけなんですけども、そういった考え方というのは、初めて経験される時、なかなかわかりにくいだろうと思いますけども、そのあたりに関して、裁判官から何か、裁判員経験者の方に対する御質問を伺いましょうかね。

田口裁判官：裁判官の田口でございますが、お聞きしたいのはですね、今、司会の島田部長のほうからもありましたけど、皆さん、刑を話し合う上では、裁判官から、刑ってこうやって考えて法律は決めてるんですというような説明を、多分させていただいていると思うんですね。基本的には先ほど司会の言われてたような、やったことが悪いこと、すごく悪ければ刑が重くなって、どうしてそういうことをやったかという動機とかやり方、結果、そのあたりをまずベースにして考えていきますというような説明はさせていただいてると思います。

そういう説明を、最終的には当然してると思うんですが、証拠調べってわか

りますかね、法廷での証人の話を聞いたり、あるいはいろんな書類を調べたりというときに、そのことを今振り返って皆さん、ここが刑を決める上でもポイントになるなというのをわかって見聞きしておられたのか、それとも後になって、ああそういうことだったのかっていうふうになったのか。そのあたりのところを、率直なところを、ちょっと思い出していただいて、教えていただければなあと思います。よろしくお願いします。

裁判員経験者 4：ちょっと外れるかもしれませんがね、まず、この裁判員裁判に選ばれた時点の書類の中で、最初にもう、殺人というふうに決まっていたということですから、殺人の事件やというのとはわかっております。済みません、話が外れるかもしれませんが、私、殺人ってすると、きっと死刑か無期かなど、僕はもう普通に、一般的な私の感覚で言えばそういう感じがあったんですけど、そうじゃなくて、今回は中ですね、結果に対しては、私は何も疑問はないんですけども、こういうふうなことがあるという先ほどの御説明の中で、だからこういう年数になるんだなというのを聞いて、そうなんやなというのが、する前とこの後で、ある程度わかってきたかなという感じがしますね、はい。

司会者：4番さんの御経験からすると、法廷で証拠調べを聞いているときに、ここが刑のポイントかなというようなところを、何となくつかんだ上で、こう聞いていらしたんでしょうか。それとも、その辺はぼんやりとしながら、聞いておられたんですかね。

裁判員経験者 4：そうですね。まず、その中に入る前に、弁護士の方のその主張と、検察官の主張というのがですね、やっぱりそこにわかりやすさが、私の場合は全然違って、検察官の内容というのがすごくわかりやすくて、こことこことここが重要なポイントなんやなというのを、すごく整理していただいているんですね。だから、ああ、これとこれとこれだから、やっぱりこの辺でキーになってくるんやろうというのが、もうすごく、わかりやすかったんで、考えるのもしやすかったなと。

小田弁護士：小田です。今の件について。

裁判員経験者 4：済みません。

小田弁護士：いえいえ，よくそう検察官の主張がわかりやすかったという，で，弁護人の主張はわかりにくいと，よく聞くんですけども，まず，冒頭陳述段階で，その弁護人のその主張がわかりにくいとか，聞いてわからなかったということなんですかね。それとも書面が出されてるんですけども，書面もわかりづらかったという，そこらへんどうなんでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね，当然書面がベースになると思うんですけども，書面の内容自身に具体性がないというんですかね，何となく感情的な感じの文面ですかね。片や，その検察官の書類っていうのは，具体的にここをこう刺したとか，こういうふうな間合いがあったんじゃないかとか，基本的に，その事実に対する呼応ができてると。弁護士の方は，最初，それから途中，最後まで一貫して言われてるのは，無罪というのを言われてるのに，やっぱり何か中身がなく，こう言ってるんで，じゃあ無実というふうに思うんでしたら，その無実を主張する具体的な例を出してほしいんですけども，そこが何もなかったような感じがしましたですね。

小田弁護士：要するに事実，具体的な事実がなかったという，非常に大事なことを教えていただいたんですけども，ここで殺意がないとか，正当防衛を主張してたんですけども，要するに殺意がない，あるいは正当防衛であることを基礎づける具体的にこういう事実がこうだったから，殺意がない。あるいはこういう事実だからという，細かいと言ったらおかしいでしょうけども，そういう事実についてわかりにくかったというか，そういうことになるんでしょうか。

裁判員経験者 4：例えば具体的に，最初に腹部に刺されたっていうのがあるんですけどね，それ本当に刺されたんかどうか，こちらもやっぱり質問とか，その裁判の中でありませよ。それにも答えていただけないっていうんですかね，そういう刺し方をしたら，その後，どうなるんですかって言ったら，その後，じゃあ，被害者のほうにどう刺したんですかというところを，例えば被告人が，余りしゃべれなくても，弁護士の人とかが，何かその辺を言ってくれるのかな

と思ってたんですけども、いや、刺されたんですって。じゃあ、その次は、言うたら、いや、刺されたんですってというような感じで、何か弁護士の方も終わったような感じがしましたです。ちょっとわかりにくいですかね。

小田弁護士：そうすると、冒頭陳述というのは、時間的には10分かそこらだったんじゃないかなあと思うんですけども、記録を見ますとね、検察官、弁護人15分ずつというのが、審理の予定表になってるんですが、その当初のその検察官の冒頭陳述がかなり詳しい冒頭陳述、書面もありますけども、弁護人がそれに対して、冒頭陳述してその時間的にも短いとか、そういうのもあったんでしょうか。

裁判員経験者4：私は冒頭陳述だけじゃなく、途中でいろいろありますよね。

小田弁護士：はい、あります。

裁判員経験者4：そういったときも、全体の雰囲気ってやつかね、感じ方なんですけども、はい。

小田弁護士：要するに証拠調べ、被告人に対する、あるいはいろんな尋問などがあったと思うんですが、証拠調べ、それを含めてという具体的に事実について、ちょっと弁護側が迫ってないという、そういう理解でよろしいですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

司会者：冒頭陳述というお話が出てきました。そのあたりでですね、量刑を決めるに当たってのポイントというのが検察官や弁護士さんのほうからきちっと説明があったのかどうか、そのあたり、ほかの経験者の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：法廷中はいろいろ、検察官、弁護士さん、いろいろ証拠調べの品が出て、それと被告人のお話もあったんですけども、その中で量刑を決めるというポイントは、ちょっと多分裁判員の中の人たちは、余り見い出せなかったのかなと。評議の中で、裁判長はじめ裁判官の方々がそれに照らし合わせて、御説明いただけて、初めて量刑というものが具体的に重ね合わせできたというのはあるんですけども、実際、量刑を決めるときには、どう言ったらいいんですかね、裁判長の思いが結構入ってしまうのかなと。もうストーリーが決まっ

てるんじゃないかなという思いも、事件が事件だけに、もう確かにこう、有罪と決めれば重たい量刑にはなるとは思うんですけども、結構そちらのほうに、重きに引っ張られてしまったかなと。

実際の裁判員制度というのは、やっぱり市民感覚というところであれば、結構、裁判員の意見というのは、余り取り入れられなかったのかなという気はしなくもないです。

司会者：ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：僕の場合は、被告人が実際に、私がこの罪を犯しましたとはっきりと認められてて、で、弁護人の方も検察官の方も、その立場が違う部門の人どうしが、具体的に、こういうことだから私はこういうふうには罪を求めます、というのを非常にわかりやすいやりとりをしてくれましたので、比較的、僕はすんなりと自分の意見を言えましたし、初めての経験でしたけれども、参加させていただいてほっとしたというのが事実です。

司会者：今の1番さんと3番さんの御意見で、かなり食い違っているのは、やっぱり1番さんが担当された事件が、否認事件だったから、最初はなかなか刑の重さなんてところには頭がいかなかったよ、まあ、審理自体もそうだったかもしれない。ところが3番さんの事件は認めている事件だったから、最初からどんな刑にしますかというところが争いになっていて、そこに集中して、こう証拠調べがされているという、そのところが違いがあるんでしょうかね。

裁判員経験者3：と、思います。

司会者：ほかの方はどうでしょうかね。

裁判員経験者5：私も否認事件なんですけど、検察官のほうはね、いろんな証拠というか、証人でも、お医者さんなんかでも、いろいろこう立てて、わかりやすくして話ししてもらったんですわ。弁護人のほうは、1名の医者の方が来て、その反論というようなことをいろいろしゃべっておられたんですが、私らみたいな素人のもんが聞いても、この弁護士さん側の証人、何を言うとするんだ

ろうな、全然その胸に来るもんがないです。否認はしとるし、何でだろう、この人の証言の言葉が、軽いというんですかね、これはひよっとしたらもう弁護士さんも、否認はしとるけど、半分は諦めてるじゃないかなって、そのようなね、感じを受けておりました。

小田弁護士：済みません。そういう弁護が起きている、それは後ほど。この5番さんの場合には、これは否認をされてて、聴覚障害者のですよね。

裁判員経験者5：そうです。

小田弁護士：それで、手話通訳が入ってたんですかね。

裁判員経験者5：入ってます。

小田弁護士：その点で、この専門の先生の話とか、あるいはこの検察官あるいは弁護側からの質問などで、わかりにくかったと、それがドクターの証言のなんかでわかりにくかった、その通訳の問題とかでわかりにくかったとか、そういうことはなかったんでしょうか。

裁判員経験者5：いや、違います。お医者さんは、まあ、話される。これは通訳の関係じゃないです。我々が聞いてって、それがなかなかね、胸を打つようなあれじゃなかったですね。僕は証人さんかなというような、呼ばれてしゃあなしに出てきはったんかなというぐらいのドクターでした。

小田弁護士：それに関して、質問の仕方がきちっと、この弁護側からの質問の仕方が、組み立てとかですね、それがわかりにくかったので、お医者さんの説明がちょっところ胸に迫るものがなかったという感じだったのか、弁護人は一応はちゃんと質問はしてるんだけど、ちょっとドクターのほうが説明がもう一つだったとか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

裁判員経験者5：聞いた話によりますと、まあ、知人やということで、友達ということやったから、お医者さんが、弁護人のね。それやから余り関心がなかったんじゃないかなと思います。しかたなしに証人として証言台に立たれたんじゃないかなと思っておりました。

森検察官：1番さんに質問なんですけども、一斗缶事件ということで、否認事件

で2名の方が亡くなっている事案としてなんですけど、検察官のほうでですね、冒頭陳述って、最初に事件のあらましなんかを説明するとき、やっぱり複雑な事件のいきさつを説明しなきゃいけない。それから事実関係に争いがあるので、そのあたりのポイントの説明をしなきゃならんということで、量刑についてですね、こういうふうと考えてほしいというところまで、なかなか最初の冒頭陳述の段階では、そこまで主張がしづらいことがよくあります。実際にこのメモを見ても、最後に御遺族の処罰感情について1行書かれてるぐらいですけど、今振り返って、否認事件でも最初の段階で、仮にこの有罪だとしたら、どういうところに着目して量刑を決めたほうがいいのかということ、証拠調べの早い段階で知っといたほうがもっとよりよかったのではないかと思われるか、先ほどのように、まあ後でもわかるから、最初は別に要らないかなという感覚なのか、そのあたりの御感想を教えてください。

裁判員経験者1：そうですね。どこをこう、量刑に重きを置いていいのかというのは、やっぱり先に言われたとしても、多分思いつかないというんですかね、結びつかないのが正直やったと思います。

実際にその証拠調べを全て見て、被告人の話を最後の弁護士さんの弁論まで聞いた上で、評議に入って量刑と結びつけるというのが、これぐらいの事件になると、やっぱりよかったのかなと思います。それは裁判長はじめ、いろいろ裁判官の方々に御指導いただいたあれもあるんですけども、証拠調べの中でも、この事件はすごく証拠そのものが多く、動機もわからない、殺人の方法もわからないという中で、果たして量刑をその中で決められるかということ、今思うと、やっぱり決められなかったんじゃないかなと。やっぱり全てが終わって、裁判長の下で、量刑と照らし合わせての御指導をいただいたということは、正解じゃないかなと思います。

小田弁護士：否認事件における事実認定の問題と、それから量刑の問題というのを、まず事実認定が非常に中心になって、それが決まってからの量刑という形になってる。で、しかも、手続自体も、全体としてやってるようなところがあ

ったんですけれども、こういう否認事件を経験された方の量刑ということが問題になるような場合に、こういうふうに審理してくれたら、もうちょっと量刑のことも、あるいは事実認定のこともきちんと区別して判断できたんじゃないかなというような、もし御感想とかありましたら、否認事件を経験された裁判員の方、教えていただければと思うんですが。

司会者：4番の方。

裁判員経験者4：私のところは、結論からいくと、すごくスムーズに量刑まで手順としては問題なかったなと思ってます。まず、その否認に対するその事実とか、意見陳述とか証人尋問とかいろいろあった、その中で、本当にこの人は無罪じゃなくて、有罪ですよみたいな、そこにすごく集中してたんで、有罪になったという結論から、じゃあ、量刑をどうしましょうということで、全然スムーズな感じでしたですね。はい、問題なかったと思います。

田口裁判官：今の弁護士さんの質問に関係して、私自身も、裁判官として否認事件に関して、量刑を、有罪になって量刑まで出したっていう評議も経験してるんですけども。今4番さんが言われたようにですね、量刑を考える上では、やっぱりどういう悪いことをやったのかというのが、まず大前提になるので、まさに否認事件だと、この人はどこまで悪いことをどういうふうにやったのかとか、証拠からきちっとどこまで認められるかというのを、きちんと議論しますので、4番さんがおっしゃるように、みんな裁判員の人、裁判官の中では、被告人がこういう悪いことをしましたというのが、全く共有ができてて、その上で刑を具体的に考えるということでは、割と自白事件よりも量刑の話し合いがすっといってるかなというような、今お話し聞いててですね、改めて思ったんですけど。

それで1番さんなんかにも、ちょっとお話出てましたが、あるいは否認事件だと5番さんですかね。刑を考える上では、やっぱり被告人がどういう悪いことを、どのようにしてやったのかというのが基本になりますので、そこは当然、有罪か無罪かというところが重なっている部分なので、後で振り返ってみて、

否認事件であっても、量刑の議論をするのに、そんなに支障がなかったということなのか、あるいは、弁護士さんのほうから質問があったように、何か工夫したほうがいいのか、そのあたりでもし御意見があれば、改めて聞かせていただければと思います。

司会者：1番の方。

裁判員経験者1：評議に入った中でも、確かに有罪、無罪というのは、私が経験した事件の中では、すごい分かれました。その上、評議もだいぶ時間をかけてやりましたし、まず、本当にこれが有罪にしているのか、無罪なのかというところが、どっちかというところになったと思います。

それで量刑は、4番さんが言われたように、何か有罪となればすんなりは決まったと思うんですけども、それも結局は、法に照らし合わせたというよりも、我々が、裁判員が主導してやったというよりも、やはり何か、決まりきった道を歩いた感じはあります。結局は、私が経験した中では、その有罪か無罪かというところを、証拠調べの中で、どれだけ評議して、そこを決めるかというところが、焦点やったのかなというふうに、僕は思います。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。手続を、有罪か無罪か決める手続をやって、それで有罪が決まったら次に刑を決めたほうがいいんじゃないのかという、そういう弁護士さんの意見だったんですけども、裁判官からは、やったことがどれだけ悪いのかということがわかることによっておのずと刑が決まるから、それほど問題ないんでしょうかという、そういう御質問がされていますが。

裁判員経験者5：そうですね、まずその被疑事実があったか否かっちゅうことをね、私らは、一般人の人は知りたいわけなんです。それに基づいて、刑をどうのこうのをは、二の次になるんじゃないか。まずそれが、犯罪事実があったか否かっちゅうことが前提でくるんじゃないかなと思います。

司会者：4番さん。

裁判員経験者4：私はだから、今のステップのほうがいいなと思ってるんですけどね。何でかというんですけどね、やっぱり事実を見て、本当にこの人がやったん

かなって、あ、こういうこともやってるわ、こういうこともやって、でもこれに関しては否認して、こんなん絶対うそやわとかね、市民感覚ですよ。それはおかしいよとか言うて、こういくと、この人は真面目に答えてないなあっていうんですかね、被告人がね。で、ずっとこんなん言うてて、これもやったのに、これも否定してるし、ここを質問しても回答しないし、こんなんっていう、そんな中で、有罪にしましょうってなるじゃないですか。そうすると、その刑を決めるとかじゃなくて、そういう決めていく過程で、全員のその量刑っていう意識じゃないんやけども、この人は、ここも、ここも、ここも、ここに問題があるなというのが、皆さんに共通認識があるんで、この量刑はとなったときに、それはあれもあつたもんな、みたいな感じで、こうすごくわかりやすかったですね。

司会者：ちょっと少しテーマを変えてですね、具体的な証拠調べのやり方について入っていきたいと思うんですけども、実際にこの証拠調べを見たり聞いたりしていて、ここはよくわかったなとか、逆にここは要らなかったんじゃないのかなとか、そのようなところを、何か感じるどころってありますでしょうか。

はい、4番さん、どうぞ。

裁判員経験者4：弁護士の方が、メールの一覧表をわーっと出して説明するところがあるんです。そういうときって、済みません、別にその悪いっていうつもりはないんですけども、なぜもっときれいに、必要なところだけを抜粋して、必要な意見をしないと、検察官に負けてしまうやん、みたいなところがあるんですよ。逆に、検察官のほうは、すごく手短かに整理してる。そうすると、どう言うんですかね、もしかしたら判断を私らが間違えるかもしれないなっていうぐらいの差があるんです。

司会者：調べる証拠の内容を、もっと整理してほしい、こういう御要望ですかね。

裁判員経験者4：そうです。

小田弁護士：今のはあれですか、メールの一覧表、そのままをばっと何か、書画カメラか何かに映したという感じでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね，A4用紙ですかね，あれを順番に何枚も何枚も，何月何日何時にこういことを言った。相手からこういうメールが来たって，こうあるんですけど，例えばその100行を言ってるんです。だからそれはそれでいいんですけど，100行の中に，必要なのはきっと5行か10行しかないんですよ。だからそこだけを言ったほうが，時間も短縮できるし，説得力もあるのに，何でそんなことするのかなっていう感じを，すごく受けました。きっと私のときだけなのかもしれません。それはすごく，強く感じたんで，はい。

森検察官：逆に，この機会にお尋ねしたいんですけど，4番さんの意見の中で，逆に検察官の証拠で，これは要らないだろうっていうものがあつたか，あるいは，ここをもうちょっと，これ欲しかったのに，何でここないのかとかいうの，ありましたら教えてもらいたいんですけど，何かありますか。

裁判員経験者 4：そんな感じはなくてですね，これ回答書かなと思ひましたね。検察官のね，この書類が。

森検察官：回答書ですか。

裁判員経験者 4：言うたらですね，すごく整理し過ぎてるないう感じがあるんですよ。で，何か，もっとそういう意味ではね，ほかにもきっと要素が必要やとは思ひんですけどね，そういったものを何かすごく省略して，かなりもうポイントに絞って，うまく書かれてるんで，逆に後から思えば，そうですね，ちょっと思い出せないですけど，もうちょっと広がりのある陳述メモというんですかね，そういったのがあつてもよかつたのかもしれないですけども。要するに，有罪だというふうに持っていくところに必要なものを，例えば私ら裁判員の人にインパクトをちゃんと与えて説明しようというのが，すごく見える文書かなと思ひました。

森検察官：要は最初の冒頭陳述のメモっていうのが，すごくしっかり整理し過ぎてあつて，もしかしたらもうちょっとわくわく感があつたほうが，より証拠調べを見て初めて，ああ，こういうことなんだっていうふうにわかるような書面でもよかつたのかなという話ですか。それとも，これぐらいかちっと全部書い

てあったほうがわかりやすかったのか。

裁判員経験者 4：やっぱりわかりやすいほうがいいと思うんで、私はきちっと書いたほうがいいと思います。やっぱり、結局は客観的に見ないといけないんやったら、事実がどうだったのかを見たいので。

司会者：はい、どうぞ1番さん。

裁判員経験者 1：証拠調べの中で、結構検察からの書類が、私のほうのときは結構多かったんですけども、その中で、ばらばらにしたところの証拠調べもあって、その中で、遺体のトレースですね、それが出てきたんですけども、争点は多分、そこじゃなかったと思うんで、それは実際に必要なかったんじゃないかなと。やっぱりこう女性の方も多かったんで、ちょっと御気分を悪くされるようなあれもありましたし、結局、被告人はそこは認めているわけで、その遺体のトレースが必要だったのかなというのは、そのときは思いました。

森検察官：御遺体のトレースというのはあれですね、絵というか、こういう写真ではなくて、絵を出したことすらも必要なかったと、そういうお話ですね。

裁判員経験者 1：もう実際に、言葉で多分言えば、事件もそれなりに大きな事件だったので、どういう形でというのはあったんですけど、それに検察のほうからも、この一斗缶には何が入ってたという部位まで言葉では表現されていたので、別にイラストやトレースをしてまでは、そこまで公開する必要はなかったのかなというのは思います。

司会者：ほかの方、いかがでしょうか。そんな証拠要らなかったんじゃないとか、あるいは証人尋問や被告人質問で、この辺の質問は要らなかったんじゃないのかとか、逆にここはよくポイントを押さえてよかったよとか、そのあたりの尋問や証拠調べの過不足というんですかね、量といたしますか、そのあたり、何か御感想はありませんか。

2番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者 2：証拠調べとか、殺人未遂事件でしたので、いろんな証拠という部分では少ない部分がたくさんありました。

検察官の方の、最初の事件内容の言葉や、それから最後に被告人の方に対して、ちょっと自殺願望もある方でしたので、生きてくださいねっていう最後の言葉とかが、とても感動的で、すごく優しい方なのかなって、検察官の方が、そう思ってたなら求刑は5年で、あ、厳しいなと思ったんですけども。

森検察官：言うておきます。

裁判員経験者 2：いえいえ。逆に私は、ひょっとしたらこの方は、被告人を守るために、求刑5年にされたんじゃないかって、疑問を抱きまして。今、住んでいる、今の生活の中からちょっと抜け出した形をとってあげて、で、少し5年の間、戻ってくるまでの間に、何か変わってれば幸せになるんじゃないかというふうに思ったんじゃないかって推測したんですけども。それで私も、それがいいかなって思いながら、いろんな話し合いに応じてたんですけども。

弁護人の方のほうは、最初の1日目は、何をおっしゃってるか、全然聞こえなくて、声が小さかったんです。で、かみかみで、本当に何を言っておられるかわからなくて、2日目に交代されたんです。で、交代したときに、いろんな手はずを取ってます、息子さんに母親を支えていただくこともできるようにしますので、というようなことは、最後のほうにおっしゃったんですけども、もうその辺しかわからなくて、何を弁護されていたのかも記憶にないぐらいなんです。まあ、結局、その話し合いの中で、量刑としては、軽いものになってしまったんです。

司会者：はい、ありがとうございます。先ほど、刑を決める要素として重要なもの、例えば犯行動機とかいきさつとか、そういったところも割と重要ですよという話をしたんですけども、そのあたりの犯行の動機とかいきさつについて、証拠調べのとき、十分理解できたかどうか、その辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：すごくよくわかりましたですね。例えば写真を見るのも怖いなと思ったんですけど、顔は隠して、カラーでどの辺がとかいって、よくわかりますし、あと例えば刺した場合だと、包丁ですね、包丁をわざわざ厚紙か何かでつくってはるんですね。それを実際に使いながらとか、そういったものをす

ごく工夫されていたと思いました。

司会者：今のお話しは、その傷の状況とか、その凶器の状況とかがよくわかったと、そういうお話でしたね。結果や、その犯行の態様を含めてでも結構ですが、このあたりはこううまく工夫されてよかったなとかいう、ほかの方の御意見ありますでしょうか。逆にわかりにくかったでも結構ですし、具体的にその刑を決める要素として、重要だと思われる部分の証拠の内容が、どういうふうに皆さん受けとめられたのかなというところを、お伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

森検察官：逆にその点で私のほうからちょっと、2番さんのほうにお尋ねしたいことがあって、介護の関係で、いきさつがあって事件になったという事案だったんですけど、その被告人が旦那さんをそれまで長いこと介護してきた、そのときのいきさつを、被告人の供述調書を検察官が一生懸命朗読してたんじゃないかと思うんです。かなり長かったので、ちゃんと伝わったのかどうかというのを、実際この裁判を担当した、先ほど出てきました一見優しそうな検事が言ってまして、ちゃんと伝わったかどうか教えてもらえたらということだったので、その御感想をですね、供述調書を聞いて理解できたかどうか、それを量刑にどのようにお考えになった、お感じになったかというところを教えてもらえたらと思います。

裁判員経験者2：かなり、多分正確にお話し合いをされたんじゃないかというような印象を受けました。検察の方と、被告人の方との話し合いの中で、ほぼ正確にその思いを聞いて、そのままをおっしゃってくださったんじゃないか、裁判の中でおっしゃってくださったんじゃないかと思います。それぐらい、何か誠実なお言葉でした。

それで、多分、推測でしかありませんけれども、これは介護苦による殺人未遂事件ですので、いろんな方の感情が交錯すると思うんですけども、多少その被告人に対する同情といいますか、そのもっと生きてほしいという検察側からの内容的なものがあったんじゃないかなと思いつつ聞いていました。

罪を犯したからには、何か罪名が要るんでしょうけれども、その内容が内容ですので、どこまで罪を求刑したらいいのか、悩んだ結果の求刑5年だったのかなと思っています。ちょっと答えになってないかもしれないんですけども、いろんな方々の、その御友人が、殺人未遂現場に入っただけで、そういう方々の証言やら、被告人自体の証言やら、刺された本人の証言やらもきちっと取られておられるような気がしましたので、それはそれで私の中で、一度かみくだいて収めて、弁護人の方の意見を聞いて、ああ、でもやっぱり、これは正しかったのかもしれないと思ったのが検察側でした。

司会者：証拠調べの方法、あるいは証拠の内容について、弁護士さんのほうから、お聞かせしてもらえますか。

小田弁護士：5番さんにちょっとお聞きしたいんですが、この5番の事件に関しては、かなりドクターが証言されて、その専門用語もかなりあったんじゃないかと思うんですが、その点の、わかりやすさとか、その辺はいかがだったんでしょうか。

裁判員経験者5：専門用語について、またそれに対しての注釈、またこれはこういう意味ですよ、って、一般の我々がなじんでるような言葉というか、その説明で理解をしていくんですけどね。

小田弁護士：判決書きを見ていると、人形を使って説明された、そういう場合もあったんですか。

裁判員経験者5：そうです。あのキューピーちゃんみたいな、赤ちゃんと同じぐらいの人形を、沐浴のを持ってきて揺さぶったりして、実際人形で実験しました。

小田弁護士：それはわかりやすかった感じですか。

裁判員経験者5：そうですね。揺さぶり症候群って言葉だけは知っていても、どんなもんだらうかなと。本当に実際揺さぶってみて、これやったら1カ月の赤ちゃんやったら、首が本当に無茶で、弓なりになるわけなんですよね。大人でもちょっと難しいなあというぐらいの状況でした。

小田弁護士：3番さんの事件でも，結構弁護側のほうから文献とか，カルテなんか書証として出されてたんじゃないかと思うんですが，専門的な医学的な文書の朗読とか，そういうのでわかりにくいとか，あるいはわかりやすかったとか，そういうことはなかったでしょうか。

裁判員経験者3：わかりやすかったですよ。僕はそう受けとめました。

司会者：はい，どうぞ，4番さん。

裁判員経験者4：私るときもすごくわかりやすかったんですけど，繰り返し申しわけないんですけど，そういうときって，やっぱり検察官と，そういうドクターとが，言うじゃないですか。それですごく納得して，ああ，こういうふうに刺さったんやってすごくわかりやすいし，説明とかもよくわかるんです。できたらそこで，弁護士のほうから，反論するような形，具体的にはそれはこうだから，そういうのは実際にあり得ないとか，こうなるはずやとか，テレビの見過ぎかもしれないけど，反論というんですかね，そういったやりとりがあるのかなと思ったんですけど，結局なかったなど。

田口裁判官：今，4番さんのお話は，先ほどのお話を踏まえて，それから1番さんのお話なんかも，ちょっと思ったんですけど，証拠調べで要る要らないという関係で，今，そういう議論なんですけど，多分，過去にどういうことが起こったのかなというときに，4番さんの事件でいえば傷の状態ですかね，客観的に間違いなことは間違いなということですからすぐ前提にするので，そういう客観的なものについては，きちっとした証拠は要るんだけど，メールの先ほどの件でいくと，必要な部分とそうでないものがあるんだったら，それをちゃんと仕分けして，何のためにこれが必要だというのを，法曹の側でもうちょっと整理をしてもらったほうがいいんじゃないか，そういうことですね。

一つはだから，証拠がまず客観的なものかどうかということと，何のために必要かというところを，ちゃんと事案，事案で見て，さっき一斗缶の話もそうですけど，そこがポイントじゃないって，ちょっと1番さんおっしゃってたので，何かそういうところがお話聞いてて，我々にとって示唆になるところかなと思

います。もし違っていればですね違ってる、いや、そうならそうだというふうなところで、もしあればお聞かせいただければなと思うんですけど。

裁判員経験者 1：そうですね、おっしゃるとおりで、そのトレースでも見てしまうとすごく嫌な印象を受けてしまいますし、当然、その被告人に対しての感情というのは、また違う意味で湧いてきてしまうのはあると思うので、本当に客観的に裁判をしようと思えば、本当に無駄なものは排除していいんじゃないか、争点でないものは特に、公表する必要はないのかなと思います。私が経験した事件の中では、もっと具体的な動機だとか、そういうところをもうちょっと焦点を当てていただければ、もっと早く、スピーディーといいますか、もうちょっとスムーズに流れたんじゃないかなと、もっと感情が入らずに、公平な目で裁判員も見れたんじゃないかなという思いはあります。

司会者：裁判官のほうから客観的な証拠は、やっぱりきちんと証拠として出したほうがいいんじゃないのかという御意見もありますね。ほかの経験者の方で、その傷の状況だとか御遺体の状況とか、そういったところはどんなふうに証拠調べをしたのか、あるいはしないで済んだのか伺いましょうか。

裁判員経験者 2：現場の写真を見せていただきました。血が飛び散ってたりとか、そういうものを見まして、気分の悪い方はおっしゃってくださいって言っていただいたんですけども、覚悟して見ておりましたので、私は大丈夫でした。

司会者：その写真は、刑を決めるために必要な写真だったでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね、やはりまあ、証拠としては、私は見ておかないといけないのかなという感覚はありましたので、一応、見せていただいても、あ、こういう状況だったんだって言って自分に言い聞かせて。どんな事件でもそうなんだろうけれども、かなり重い事件になってくると事件内容もすごいものになってくるんでしょうけれども、現場の写真というのは、やっぱり少し要るんじゃないかなって思います。

司会者：続いて5番さんの意見は。

裁判員経験者 5：今の話があったように、やっぱり現場の写真というのは、ただ

文面で、言葉で、刺されました、腹を刺されましたって言われても、聞いっても、その腹を刺された人を、いろんな一般の人は見てないわけですね、ほとんどの人は。やっぱり一人の人間を裁く以上は、そういうスライドとか生々しい現場、それはぜひとも必要やと思っています。そういう生々しい現場やスライドを見て、気絶したり、後で文句を言うたりするような人は、事前にやっぱり裁判員制度で省くべきなんですよ。この前も1件ありましたけどね。そういう人は省いて、そこの辺をやっぱり裁判員制度の採用というときに、きっちりしておかれたらいいんじゃないかなと思います。

司会者：事前にそういう証拠があるということをお伝えした上で、辞退を認めていったほうがいいんだろうという、こういうお考えでしょうかね。

裁判員経験者4：きっと1番の方が言われてるのは、そこは当然、多分いろんな写真があって、ここはもう別になくてもいいんじゃないかなという形で言ってるんだろうなとは思ってます。否定しているわけじゃないのですけれど、私のときは、有罪、無罪の争点がおなかを刺されて、その後もみ合いになって、気がついたら相手に刺さってたと、そのときに、そのおなかに刺さったのが本当に最初なのかで、結論は、相手を刺して死んだ後に、自分でちょっと刺したというふうになるんですけど、そういうときって、やっぱり写真でその服に、どのぐらい血がついてるんやろうとか、いろいろ見させてもらいました。私は、その何か刺してあるのが、数時間前の腸の出方やとか、その数時間前の腸の出方というのは医者が言ってるんですけど、そういうのって、もし必要やったらそこも私らは見て、やっぱりそうなんやということで、まあ、医者が言うてるから、私どももそうやというふうに決めてるんですけど、やっぱり必要なときは見ないとしょうがないのかなと思ってます。

司会者：いろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。それではですね、4時ちょっと過ぎましたので、ここで一旦休憩をとって、10分間休憩しましょう。

【休憩】

司会者：前半では、刑を決めるに当たって重要な事実の証拠の内容がどうであったかというところを主にお話を伺ってきたんですが、重要でないということ言うつもりはないんですけど、それ以外のところ、例えば被告人がどんな人柄だったとか、逆に御遺族の方がどんな気持ちでいるのかとか、そういったところの証拠について、十分、皆さんに伝わったのかどうか、少し伺ってはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私がやったところでは、二日目ぐらいに、証人でしょうか、被害者の二男さんが出てこられて、自分のお気持ちだとか、お父さんに当たるんですけども、被告人に対する思いだとか、訴えられて、鋭くかつ、せつなく切り込まれてきました。最初にそういう二男さんとか直接本当にかかわってる方をやってしまうと、裁判員としては、実際に感情がぶれてしまう。最後に出てくるのであれば、今までの証拠調べを客観的に見ながら進めていけたとは思いますが、私自身も、やはりその二男さんのお話を聞いて、結構揺らいだのは事実です。これも検察側のストーリーではあるのかとは思いますが、もう少し違う形でしてもらえたら、正当なというんですかね、感情を入れずに、もう少し客観的に見れたのかなという思いはあります。

司会者：その息子さんの証人尋問をする順番をもう少し考えてほしかったと、このような御意見でしょうか。

4番の方どうぞ。

裁判員経験者 4：私のところは、一番最後の最後で、被害者のお兄さんが言われて、その亡くなられた方の背景とか人柄とかいうのが、すごくうまく、うまくという言い方は変ですけど、わかりやすく説明、意見陳述していただいたんです。その後、論告弁論とかになるんですかね、私らは最後やったんで、逆によかったのかなあとと思いますね。逆に、ああいうのを最初に言われると、そうなんやみたいな気持ちが揺らぐのが、確かにそのとおりですね、私もそう思いますね。

小田弁護士：1番さんに、ちょっとお聞きしたいんですが、これは要するに、犯

罪の事実自体についての証言プラスその御遺族兼被告人の関係者という、そのときの感情というか、被害感情、いわゆるそこら辺も含めて証言されたといったことですか。

裁判員経験者 1：はい、多分検察の証人として二男さんを出されて、事実関係の証拠調べとしての尋問やったと思うんですけども、証人のほうもだんだん気持ちが高ぶってきまして、親に対する思い、母親、お兄さんに対する思い、被告人に対する思いというのが、だんだん高ぶってきて、やっぱりせつなくなってくるのは、あったのは事実ですね、はい。

司会者：そういう微妙な立場の方の場合に、まず犯罪事実についての証言をしていただいて、そして御遺族兼あるいは被告人の息子さんという立場での感情、気持ちの証言はまた別のときにしてもらおうというやり方もあろうかと思えます。そのほうがよかったんじゃないのかなということですか。

裁判員経験者 1：そうですね、はい。やっぱり2回に分けてもよかったのかなと思いますし、先にそういうせつないことが頭に残っちゃうと、やっぱりどうしても評議に入ったときだとか、被告人の意見という、自分の主張というのは、なかなかすっと入ってこないというところは、自分でも認めざるを得ないのかなというところはあります。

司会者：ありがとうございます。

検察官や弁護士のお立場から、何か御質問がありますでしょうか。

小田弁護士：4番さんにお聞きしたいんですが、さっきおっしゃったように、お兄さんが最後に、意見陳述されたということですが、それ何か僕が聞いた話では、被害者参加人代理人の方もこうしたというようなことを、ちょっと、この弁護士から聞いたんですが、そうじゃなかったですか。

裁判員経験者 4：一人だったか二人だったか、ちょっと覚えてないんですけども、それが何か。

小田弁護士：それで、お二人続くと、やっぱりそれにかかなり感情的にこう、思い入れされるとか、そういうことは特になかったのかなと、ちょっと思ったので、

お聞きしたんです。

裁判員経験者 4：私個人的に見れば、 どういう生まれで小さいときに大病したんやなとか、 そういったものというのはすごくわかってですね、 そういう背景があつて、 あ、 かわいそうやなというのは確かに思いました。 だからといって、 私の個人的な今回のその流れとしては、 それが大きく影響したかということ、 それはその前にいろいろ取り調べとかで大体、 自身の気持ちというんですかね、 大体客観的なものが固まっていたので、 特に変わりはありませんでした。 ただ、 やっぱりその人の背景とかいうのがよくわかってよかったなとは思ってます。

小田弁護士：今おっしゃったのは、 その被害者の背景ということですね。

裁判員経験者 4：そうですね。

小田弁護士：逆にですね、 被告人の背景、 こういう生活というか、 こういうふうな人です、 というようなことはどうなんでしょう。 先ほど行為責任ということで裁判所から量刑について説明があつて、 どういう犯罪なのか、 その犯行の態様とかですね、 それをまず重視すべきなんだと、 そういう話で、 一方は、 それにプラスして被告人個人の事情、 あるいは被害者の方のその被害感情というような、 またそのとき、 そういう説明がされたかどうかはちょっとまたお尋ねいただいたらいいんですけど、 そのバランスと申しますかね、 その量刑を決める際に、 犯罪自体に関するその犯行態様とかという問題と、 その被告人個人の事情、 あるいは被害者の感情などですね、 そのバランスなんかどういふふうな感じで考えていらしたのか、 ちょっと教えていただきたいんですが。

裁判員経験者 4：そうですね、 量刑を決めるときにも、 そのお互いの背景、 特に今回のその被告人の背景とかいうのも、 やっぱり私どももありましたですね。 例えば、 被害者は自分と同棲してるのに、 別に人と住んでるとか、 その被告人自身は、 ずっといろいろやってあげたりとか、 やっぱり優しい人だとは思ってます。 そういうところの背景というのは、 それなりに皆さん、 感じた上で量刑とかを決めてたと思います。

ただ、 その被害者だけに、 そういう意見陳述があつたというのがどうかとい

うのは、ちょっとそれは、どちらもそういう意見陳述があってもよかったのかもかもしれませんけれども。

森検察官：5番さんにお尋ねしたいんですけど、被告人が確か聴覚障害をお持ちであったという最初の紹介があったと思うんですけど、そういった事実としての事情が、その被告人の量刑を決めるときに、どういうふうにお考えになったかというところを、もしあればお聞かせください。

裁判員経験者5：初めは、それはまあ、耳が悪いということで、ちょっとかわいそうやなというような感じはありました。しかし、検事さんなんかのいろんな話とかいろいろ聞きまして、耳がまあ悪いんだけど、日常生活にはさほど影響はしてないなど。スポーツもするし、運転免許もとって車も乗るし、何ら日常生活には支障がない状況だなということで、ましてそれが、健常者とすごく近いような状態であるにもかかわらず、否認をしとると。これは、否認しとるといことは、その事実関係よりかも、何かそっちのほうが、ただの否認のための否認じゃないかというような感じを受けました、はっきり言って。それから、それに基づいて量刑も考えました。

裁判員経験者4：先ほどの、弁護士の方が今聞かれてたんですけども、どうですかね、そういった背景とかも、弁護士の方も一応言うんです。例えば浮気してたから別れましたとかね。そういったことで、そういう背景っていうのは、それはそれでいいんですけど、そしたら逆に、その例えば無罪を最初から最後まで貫くんだったら、そこの何か弁護っていうんですかね、背景はそれなりにこうありますけど、文書としてはありますけども、事実関係のところを何か反論というんですかね、そういうのがほしかったなと思います。

司会者：そのほか、量刑を決めるときに、被告人の反省の状況であるとか、立ち直りを支えていく環境があるかどうかとか、そのところもいろいろよく証拠調べの対象になっていくようなんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。

裁判員経験者1：被告人のほうが無罪を主張してましたし、実際に、その殺人を認めてないので、更生するというか、反省の態度は確かに見られなかったです

し、実際に判決が出た後も控訴という形で、まだ続いておりますので、逆にもう少し被告人に対して、何か裁判員が意見を言えたらよかったのかなという思いは今ではあります。

司会者：裁判員の方が、被告人に対して、何か意見を言うとする、どんなことがあるんでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。判決のときも、裁判長から言っていたんですけれど、本当にあなたの証言というのは信用できないというところが、伝わりきれてなかったのかなという思いはあります。その裁判中も無罪を主張しているわけですので、奥様と息子さんを殺したというところの事実認定を否定して、反省の色がないと言ったらちょっと変な言い方なのかもしれませんが、そういうのが反省してたら無罪を主張しないんでしょうけど、そういうところの我々裁判員が何か出せるものはなかったのが、まあなくて当たり前なんでしょうけど、何かちょっと心残りは心残りのような気はします。何かメッセージを残せてあげたらなという思いはありましたね。

司会者：2番さんや3番さんの事件では、最終的には執行猶予がついて、被告人は社会に戻って生活することになったわけですが、そのあたりの立ち直りを支える環境とかというものの証拠調べというのは、どうだったでしょうか。

裁判員経験者 3：実際に被告人が犯行を起こしたときについては、被告人のお父さん、お母さんが、被告人のお姉さんのほうばかりに、生活をサポートして、被告人の旦那さんも、仕事を一生懸命の人なんで、ですからその被告人が本当にどう言いますか、自分の息子が病院にいて、一生あなたの子供は治らないよというようなことを言われた場合にね、人間誰しも、こんな犯行起こす、僕でもそうだったと思うんですよ。

ですけれども、実際にそれを初めてかどうかわかりませんが、被告人のお父さん、お母さん、それから旦那さんも、いやこれからしっかりと被告人をサポートしますよというふうなことで、法廷で断言されましたし、被告人も二度とこういうことを起こさないというようなことを言われたんです。

裁判員経験者 2：被告人の家族状況がすごく複雑でして、もともと夫である今90歳の方、刺された方ですね、その方は、ある病院の病院長をなさってまして、妻である奥さんである方は、看護婦長をされてた方なんです。で、実は、その働いている間というのは、別々に家族をお持ちであって、ですからその、いけない仲ではあったんですけども。で、御主人のほうが、体を壊されて、車いす生活になってから、両方離婚されて一緒になられたんです。もう当然、お互いの家族どうしは反対していたのに結婚されて、それも結婚されたのが60歳と80歳という、すごく高齢で、私が見るからということで奥さんが結婚を決意されたというか、まあ結婚されて、当然、実の息子さんとか、奥さん側の息子さんとかが最後は法廷で立ってくださってはいるんですけども、やはり、よくは思っていらっしゃらなくてっていうのがもう見え見えなんです。弁護人の方といろんなことを打ち合わせしたのも見えるような形で、アパートも用意しました、私が見ますというふうな形でおっしゃっておられたんですけども、何かこう、納得いかないものがありながらそうなのかなと思って見ていました。最後、求刑のときも、息子さんは当然お仕事でお忙しいんでしょうけれども、お姿が見えなかったのも、何か残念に思っていました。

司会者：そういった複雑な家族関係にあったということが、保護観察をつけるというところに結びついたんでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：一般情状の関係で、検察官や弁護士さん、何か御質問は。

小田弁護士：1番さんにお聞きしたいんですが、この被告人の方が、その自閉症スペクトラムということで、その点が、一応事実を争ったということなんですけど、その先ほど反省の点で、ちょっとやっぱり争ったからということが、まず主なのもかもしれないんですけども、障害者だということが、量刑との関係で、何かこう考慮されたかどうか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

裁判員経験者 1：評議の中でも、その自閉症ということで、評議しました。ただ、裁判中もいろいろ被告人に質問もしてやりましたけど、そういうところは実際

のところ見られない，ちゃんと受け答えもできますし，情報が過多になれば，パニック障害でパニックを起こすということで，先生のほうからも言われてたんですけど，そういうことが見られないというのが，裁判中の短い期間なんで何とも言えなかったんですけども，実際のところだと思います。

司会者：またテーマを少し変えますが，証拠調べが全て終わりますと，検察官と弁護人から，それぞれまとめの意見を述べる，この論告弁論のあり方について，少し意見を伺いたいと思いますが，質問ありますでしょうか。

小田弁護士：そうしたら弁護人のほうから。この資料の中にはないんですけども，検察官が何年だという御意見を言った求刑意見があった後で，弁護人が量刑意見，なるべく軽く，その上で刑は何年がいい，執行猶予何年だという，そういう意見があったと思うんですが，そういう意見があったほうが評議しやすいのか，あるいは，そんなもん要らないよというのか，そこら辺はいかがなんでしょうか。ちょっとそこら辺を教えていただければと思うんですが。

裁判員経験者 1：私の場合は，弁護士のほうは無罪で，検察のほうが無期懲役と，もう両極端と言えば両極端にはなっていました。で，これで弁護人の方が，求刑に対してこれだけはこのところであれば，多分，裁判員としては評議もしやすいでしょうし，何て言うんですか，一つの定めるポイントがありますんで，非常にやりやすいとは思いますが。

ただ，今回の，私が経験した場合では，もう無罪と無期懲役なので，両極端なので，なかなかそこまでには至らなかったんですけども，もっと罪の軽いものであれば，指し示してあげれば裁判員としてもやりやすいんじゃないかなというの思います。

司会者：自白事件では実際に，2番さんと3番さんが担当された事件では，弁護人がこのぐらいの刑にしてほしいという，そういう意見を述べられたと思いますけど，それを聞いてどうだったでしょうかという御質問ですね。

裁判員経験者 3：僕の場合は，やはり殺人とついてますけれども，結果的に未遂で終わって，それなりの被告人に対する量刑については，逆に判断ができづら

かったので、これやったらこれぐらい、これぐらいじゃなくこうでしょというふうなことを言っていたんで、自分なりの判断ができたと思います。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：確か弁護人の方は無罪っておっしゃらなかったような気がしたんですけど。

司会者：そうですね、無罪って言ってないですよ、2番では。

裁判員経験者2：言ってないですね。

小田弁護士：自白事件で認めてあって、それで2番さんの事件で、量刑意見を弁護人が述べたんじゃないかと思うんですが。

裁判員経験者2：そうですね。私、てっきり殺人未遂だけでも、介護苦ですごく何て言うんでしょう、無罪を主張されるのかなと思ってたので、ちょっと肩透かしをくらったというか、あ、そうなんだと思って。何かこう、刑を少し乗っけてこられたので、ちょっとびっくりしました。

弁護人の方はそうやって、こんな重たい事件でも無罪を主張される場合があって、でも、このどうしたらいいんだろうっていうような犯行の場合で、量刑を乗っけてくるというのが、ちょっと不思議に思ったんです、弁護側としては。検察のほうは、求刑があったので、それでいいかなと思ったんです。だからちょっと迷ったんです。話し合いのときに、弁護人の主張は無罪じゃなかったよねって思いました。

小田弁護士：済みません、さっきちょっとおっしゃったんですかね、冒頭陳述を見ますとね、殺人未遂が成立することに争いはない。本件の争点は量刑。被告人にいかなる刑を科すかというのを、冒頭陳述、最初の段階で弁護人も言うようなんですが、それは当初の段階で、それは余りこう、裁判員の方としては、主張として明確に伝わってこなかったということなんですかね。

裁判員経験者2：何て言うんでしょう。割とこう温情が入るような事件だったので、弁護側の人はいんじゃないかなって、もう刑は要らないんじゃないかなっていうふうな言い方をされると、思い込んでいたので、それで、肩透かしを

くらって、でも弁護人の方がちゃんと言ってくださるほうが、考える幅ができるので、それはよかったです。

司会者： 検察官のお立場、いかがでしょうか。

森検察官： 論告と弁論ということで、最後に検察官とか弁護人のほうで、検察官が求刑しますし、弁護人は今出てきたような量刑についての意見を述べたりする。で、メモも、書類をですね、紙をお渡しするんですけど、後の評議の話にもつながるのかもしれないですけど、そういった最後に、検察官とか弁護人が皆さんにお配りした、論告とか弁論の紙ですね、評議のときにどの程度役に立っていたのか、それとも全然使えなかったのか、この辺がこう書いてあればもっとよかったとか、そういう御感想等あれば、教えていただきたいと思うんですけど。

裁判員経験者 4： 私のところは、まあちょっと一貫してあれなんですけど、何かこの論告メモもすごくわかりやすかったですね。かつやっぱり、それこそ何日間でもいろいろ話をしている、そういった要素をうまく入れていただいているというんですかね。

例えば、そうですね、一つの例で言うたら、弁護人のほうが、いやそんな殺意はなかったとか言ってるんですけども、じゃあ、なぜ、すぐ警察や救急車を呼ばなかったのかとかいう、そういったいろいろな話があったんですね、その裁判の中で。そういったこともせずにやってるということは、その責任が重いとかですね、あ、ちゃんとそういったことも、ちゃんと入れてくれてるんやなというのが、思ってることがちゃんと入ってるっていうんですかね。

で、やっぱりあの、弁護側のほうは、どうしても作文的な、思いついていうんですかね、そういったものを最後、同じ感じですね。だから、無罪を主張するよりは、私の個人的なイメージとしては、無罪やったら無罪で徹底的に言ってほしいし、例えば自分はやったけども、こういう理由でこうなったから、そのときたまたま刺さったんやとか、そういった具体的なこう刺した、刺さったの具体的なところも言ってほしいし、何かその辺がないままに終わってしまった

かなという。

司会者：ありがとうございます。ほかの方がいかがでしょうか。検察官が作成した論告のメモというのが、量刑の判断をするに当たって、役に立ったかどうか。

裁判員経験者 1： 検察のほうの論告メモなんですけども、私がやったのは、結構量が多くて、何ページにもわたっていたんですね。事細かには、こう出しているはいていたんですけども、どちらかという、量が多いというのは、評議の上ではありがたかったんですけど、ここまで量は必要なかったのかなというの思います。ただ、それに対して、評議の上で弁護人の弁論のメモと、論告メモどっちを主体に置いたかという、やっぱり論告メモのほうに重きを置いてたというのはあります。

弁護人のほうの弁論のメモでは、どちらかという精神論的なものぐらいしかなかったのかなという思いはありました。当然、検察に対しての論告の否定っていうんですかね、その事実の否定ばかりでの、弁護人のほうの主張というのが、余りこう、取りざたされていなかったのかなというような気がします。

司会者：ほかの方はどうでしょうか。

小田弁護士：よろしいでしょうか。

司会者：どうぞ。

小田弁護士：今の1番さんにちょっとお聞きしたいんですが、弁護士の弁論メモの中で、精神論的なところが多い、その中で、弁論の中で刑事責任の有罪認定のときには、まあ、ちょっと証拠がない場合、無罪ということの主張があったと思うんですが、それわかりやすいとか、わかりにくいとか、何かそこら辺に感想がありましたら教えてください。

裁判員経験者 1：そうですね、証拠がなければ当然無罪というのは裁判長のほうからお聞きしてましたし、当然何もなければ、やっぱり疑わしきは罰せずということがあったんですけど、余りに、検察のその後を否定していったようなものばかりやったと思います。もう少し弁論でも、何ていうのか、ぬきんでた、検察の論告メモよりぬきんでたものがあれば、もちろん弁論メモも使わ

れてたのかなと思うんです。

司会者：最後になりますけども、結論を決める会議、つまり評議ですね。このあたりについての御意見を伺っていきたくと思いますが、評議の関係で御質問がありますでしょうか。

田口裁判官：多分、刑を議論する量刑の評議のところでは、過去のデータですね、グラフ、量刑資料とかっていう言い方を我々はしていますけれども、それも使っていて、刑を考えていくというようなことをされたんじゃないでしょうか。量刑資料のグラフを見たことで、どんなふうに使ったとか、あるいは見せてもらったタイミングとかですね、何か要望とかみたいなものがあれば、ちょっと参考にお聞かせいただければと思います。お願いします。

裁判員経験者 4：もう正直なところなんですけども、私はここに、裁判員裁判に入るまでは、殺人したら死刑になるものやと、もしくは、よくて無期なんやなどと思って入ってきました。で、論告のときに検察官の方が15年と言われて、私初めてそこで、へえそうか、そういうものなんかなというのが、本当に正直な市民感覚やと思って聞いていただいたほうがありがたいんですけど、えっ、殺して15年で出てこれるんやったら、二十歳の方は35歳で出てくる、そんなんでいいんやろうかみたいな、そういうのは思いました。

で、先ほど言いましたように、そういったものは置いといて、客観的に見たときに、今までのずっと積み重ねがあるんやと思いますけど、そういった何年ぐらいとかいうのはですね、やっぱりそういったところは、裁判官の人が結構丁寧にね、こんな場合、こんな場合とか、あ、じゃあこんなんちょっと検索しましょうかと、いろいろやってもらって、ああ、今の事実としてこのくらいの年数なんが普通なんやというのが、結構わかりやすく説明してもらえたなど。そうだったら、まあ、こうかなって感じで判断をしましたですね、はい。

裁判員経験者 1：4番さんの意見と一緒に、結構わかりやすかった事例も、いろいろ説明していただきましたし、量刑も、全くわからないところで決めるよりはすごく役立ちましたし、そういう事例をいろいろ聞かされて、参考にはしま

した。ただ、何となくシステムチック過ぎるかなという思いはすごく感じました。結局こう結論ありきみたいところで、量刑が決まってしまうのかなという思いは、何となく最後まで残ったような気がします。

田口裁判官：1番さんが、今日冒頭でですかね、先に言われてた、何となく結論が、裁判長の思いがあったんじゃないかみたいな、そういう御発言につながるころかなと思いますけども。

裁判員経験者1：そうですね、あの、やはり重い事件になればなるほど、裁判員が扱えるというのはやっぱり限られてくるのかなというのは、本当に思いました。

確かにシステムチックでも仕方がないところがあるんでしょうけども、全く裁判員としての、それが、どこに反映されたのかなと、意見が反映されたのかなっていう思いは残りました。結局のところ、裁判員でずっと法廷に行かせていただいて、評議に入って、いろいろ意見、議論を交わしたんですけども、結局、自分の意見がどこに反映されていたのかというのがちょっとわからずじまいで終わったような気はします。

司会者：このような棒グラフって、量刑グラフって、見ないでもう自由に議論して、それで決めたほうがいいんじゃないかとか、そのような御意見もあるんでしょうか。

裁判員経験者1：そこまでは言わないんですけども、やはりある程度、自分が、もし、本当に自由にさせていただけのならばどこまでっていうことは、一つ、取り入れてもいいのかなという思いはあります。

結局、本当に繰り返すにはなっちゃいますけども、終点が見えてることが、こう何となく思いがありまして。

司会者：そうしますと、このグラフを示す時期を、もう少し裁判官のほうで工夫すべきだろうと、このようなことになりますよね。

裁判員経験者1：そうですね、はい。グラフのほうは、本当にわかりやすかったですし、最初に示していただいたことで、量刑に対する考え方だとか、決め方

だとかというのはわかったんですけども、結局、やっぱり流れていってしまうというんですかね、裁判長の思いが多分どこかにあって、そこに流れていってしまったんだろうと。で、最後に評決の仕方もやっぱりちょっとシステムチックな評決の仕方かなと思うんで、確かに裁判官が一人入ってないといけないというんですけども、やはり何となく、システムチックっぽく映りました。

裁判員経験者 4：済みません、ちょっとかなり飛躍した話で、ちょっと外れて申しわけないんですけども、いいですかね。そういうふうにシステムチックであることは、私も思いますけども、どうですかね、ちょっと極端かもしれませんが、抑止力みたいになっていうんですかね、例えばその言い方がおかしいかもしれませんが飲酒運転とかすると、今やったら30万とか、50万とかかなんか、すごい金額が上がるんですけども、そういったものがあると、私、統計は知りませんが、飲酒運転って少なくなってるのかなというか、そういうような気がするんですけどね。で、繰り返して申しわけないんですけど、例えば15年っていうのは、その殺人したときの15年というのは、抑止力になってるのかなという、そういったちょっと素朴な疑問があって、例えば、その50年とか100年とかになったらどうなってしまうっていう、私どもは小さいときに、何か悪いことをしたらお父さんに怒られるじゃないですけど、そういったことをしちゃいけないんだという、こう中で、こう育っていくような感じで、抑止力っていうのはあってもいいかなとか思ったりもします。

司会者：ほかに、量刑のグラフに関する御意見等は、もうよろしいでしょうかね。

小田弁護士：量刑の際ですね、その懲役はどんなものなのかとか、その証拠がどういうふうになってるかというのは、なかなか知識としてないというのがあると思うんです。これは、法律家もそうだろうというのがあると思うんですが、処遇がどういうふうなものなのかがわからない中で、例えば有期懲役でも15年か、あるいは10年か、さっき抑止力ということをおっしゃいましたけども、そういう処遇がどうなってるかわからないということで、非常に迷うところが

あるとか、そういうことはなかったんでしょうか。

司会者： 処遇というのは、まあ、刑務所だったら刑務所の中の生活がどういうものなのかということをおわかった上で、御判断されてるか。

小田弁護士： そうです。

司会者： 一方、執行猶予になった場合も、執行猶予の場合、どうかという、そこから辺の問題ですかね、今のは。

1 番の方どうぞ。

裁判員経験者 1： 実際に刑を受けて、処遇の話も裁判官、裁判長の方からいただきました。意外といい生活をしてるなというのが裁判員の意見でして、そういう意味では4 番さんおっしゃられたように、本当に抑止力になってるのかなという思いはありました。

司会者： テーマががらっと変わるんですけども、評議が終わったときに、多分裁判長のほうから評議で話した内容は、ほかの人には話さないでくださいねと、守秘義務がありますよという説明があったと思うんですけども、それについて何か、こう負担に思ってるとか、生活しにくいとか、何かそんなことはありますでしょうか。

裁判員経験者 4： 済みません、単純ですけど、特に何もないし、逆に私は、もうやっぱり会社に帰ったりしたときに、裁判員になるのは、やっぱり一度は絶対、やったほうが絶対いいですよと、絶対自分の人生経験に役立つと思いますというのは言ってますけども。

司会者： ありがとうございます。ほかの方いかがでしょう。

裁判員経験者 1： そうですね、私も一緒に、4 番さんと一緒なんですけども、この守秘義務というよりも、伝えたいという思いのほうが結構ありまして、当然、その評議の中のお話しは全然してませんけども、同僚や家族ですね、特に家族には、一字一句っていうんですかね、こう本当に話しして、経験を、こういう経験をしたというところを、もっと伝えたいっていいですかね、そういうのはこの裁判を通して思ったことです。

司会者：裁判所としても大変ありがたいお言葉をいただいていると思っています。

ありがとうございました。

本日は傍聴席のほうにですね、マスコミの関係者の方も来ていらっしゃると思うんですけども、マスコミの方で裁判員経験者の方に御質問したい方がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

ほかに傍聴席の方で、検察庁や弁護士会から来られてる方もいらっしゃるんですけど、何かこう、質問しておきたいなというところがありますでしょうか。

西園寺弁護士：弁護士の西園寺といいます。今回、殺人とか、傷害致死とかですね、死亡の事案の方が何人かおられるということなので、まあ、一定、遺族の方が出てこられて、意見を述べたり、いろいろなことをおっしゃられるという場面があって、あるいはまあ、非常に傍聴席なんかも人がたくさんきてというような、そういった場の雰囲気ですね、非常に大きな場の雰囲気ができるというような場面があると思うんですけども。ああいうときにですね、実は私も最近、そういう事件もやってたんですけども、裁判員の方でも涙を流してされてる方もおられるとかですね、そのときのその感情ですよ、感情を非常にこう、そういうふうに共感するというかですね、非常にこう感情的になるのか、それともそこをですね、いや、それはそれでそうだけれども、判断はちゃんとしなくてはいけないとかですね、そういった点についてどういうふうな感覚でおられたのかなということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

司会者：そうしたら、お一人ずつ、一言ずつ、何かありますでしょうか、はい。

裁判員経験者 1：先ほども、ちょっと申しましたように、親族の二男さんが出てきたんで、ここでは結構せつない話がありました。私ももう涙なくしては聞けないような状況で、本当にこう、最初だったので、本当に自分の被告人に対する思いというのが、やっぱりちょっと変わったんじゃないかなというのは思いますし、その証言は聞かないほうがよかったなという思いは、先ほども言ったんですけども、あります。

裁判員経験者 2：私も裁判でいろんなことを聞きながら、涙を流したほうなんですけれども、それはそれ。お部屋に帰ってからは、落ちついてお話し合いというふうに、けじめはつけようとは思っています。

裁判員経験者 3：たまたま、今回の被告人が自分の娘と同じ年で、その被告人の子供も、僕のその娘の、孫ですけれども同じ年ということで。ですから、そういう意味では、もう涙ぼろぼろ出ましたけれども、はい、以上です。

裁判員経験者 4：済みません。私も同じですけど、何ですかね、その聞いてるときは確かに、すごくそういうのがあるんだなという感じで、ちょっと思ったんですけど、戻って話、打ち合わせっていうか、この後評議する時は、客観的な感じでできたかなと思ってます。

裁判員経験者 5：被告人の身内の方なんかが、いろいろ話されとったんですけど、それより被害者のほうの命の尊さというか、亡くなったということのほうで、何か、被告人の身内の方がいろんなことを弁護されても、亡くなったほうには負けるというか、もう、こちらのほうが強くて、何言っとるんだろうな、この人なんかはというぐらいの気持ちでおいりました。

司会者：ちょうど5時間近になってまいりましたので、そろそろ今日の意見交換会のほう、終了にしたいと思っておりますけども。

裁判員裁判は国民の皆様の御協力の下に成り立っている裁判でございます。

本日は5名の方に、裁判員として重い職責を果たしていただいた上に、この意見交換会に積極的に御参加いただいた上、貴重な御意見を多数聞かせていただいたなと思っております。

我々としましては、今日伺った内容を参考にして、よりよい裁判員裁判の実現に向けて、また努力していきたいと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上